

# 平成28年度第10回南関町農業委員会会議録

平成28年12月12日(月)  
午後1時30分開会  
南関町役場第一会議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名  
9番 北原照代君  
10番 竹島久利君
5. 議 事  
第29号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第30号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第31号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について  
第32号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松本 泰典 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

## 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

## 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君  
書記 上田 賢 君

平成28年度第10回南関町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。時間がまいりましたので、ただいまから平成28年度の第10回農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、始めさせていただきたいと思います。本日は、委員皆様、全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を9番委員、北原委員さん、よろしく願いいたします。

○9番（北原 照代君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（柏村 公正君） 改めまして、こんにちは。ご苦労様でございます。いよいよ本年度も残り少なくなってまいりました。振り返ってみますと、今年は地震から大雨、あと夏の日照り、そういうこともございまして、もう稲刈りも全部済んだと思いますが、等級のほうは1割程度しか、2割、2%か、の一等比率だったそうございまして、三加和町では農協がするやつはまぜくってするので、全部2等だったという話を聞いております。そういう中で私たちが作ったり、山田錦だけは1等ということが終わったようでございます。また来年がどういう年になるかわかりませんが、良い年でありますように願うばかりでございます。

先日、2市4町の会長さん、事務局長で鹿児島島の曾於市ですか、に行つてまいりました。3万ちょっとの市でございまして、やはり中山間地でございまして、農業収入の80%は畜産、あとは野菜がちょっととからいもが、やっぱ焼酎絡みが多かったです。焼酎蔵が116ってだったか、酒造メーカーがあるそうございまして、そういうところからいもが多かったです。また、ふるさと納税のつも焼酎と肉がほとんどでございまして、南関のごつ、あがん品目が多ございませんでした。そういう市でございまして、今年度に、来年度で新制度に移行するという事で、今月の12月には条例の改正あたりをするということございまして、ばたばたやっ

とってところでもございましたが、やはりどこも変わりませんが、休耕地、荒地、これがものすごくあるちゅうことでございます。これをいかにするか、またあとでもあるがありますがね、やはり特に南関の場合は基盤整備ができていないということでございますので、こちらと並行して中間管理機構あたりを利用しながら、やっていかなければなかなか荒地解消はいかんとじゃなかろうかと思えます。そういうことで委員会としてもそちらのほうに力を入れていくならばと考えているところでございますので、今後ともよろしく願いしときます。

それでは、ただいまより始めたいと思えます。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会規則第4条により、以降の議事の進行は、杢村会長にお願いいたします。

発言をするときは、議長の許可を受けなければならないとなっています。また、携帯につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（杢村 公正君） それでは、議事録署名人の指名をしたいと思えます。今回は議事録署名人として、9番、北原委員、10番、竹島委員をお願い。よろしく願いします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（杢村 公正君） それでは、審議に入ります。

第29号議案、「農地法第3条1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第29号議案、農地法3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番から10番は同じ申請であります。受付日、平成28年11月11日、申請番号135号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりとなり、贈与による所有権移転となります。

次に、11番ですが、受付日、平成28年11月16日、申請番号136号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、町道の拡幅工事に

よる収用の代替地となります。

次に、12番から13番は同じ申請であります。受付日、平成28年11月24日、申請番号137号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

次に、14番ですが、受付日、平成28年11月25日、申請番号138号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございました。

第29号議案、農地法第3条の1項の規定に基づく許可申請4件でございます。

ただいまの説明に関連しまして現地調査に出向されました委員より補足説明をお願いいたします。

8番、田崎委員。

○8番（**田崎 芳憲君**） 去る5日に地元の推進委員と事務局のほうと一緒に現状視察してまいりました。

1番から8番は、今、説明のとおり親子関係の贈与でありまして、農地は栗畑とキウイとそれがありますので、草刈り等は譲受人がしてあります。筆数が多いのは、高压線地上権の関係で一つの畑が分れてるから筆数が多いようです。

それと、12、13はどがんすつと。12、13は。

○議長（**松村 公正君**） 一緒に説明ば。

○8番（**田崎 芳憲君**） 12、13番につきまして、説明します。この・・・（内容不明）。

○9番（**北原 照代君**） すみません、ちょっと、もうちょっと大きい声でよろしいですか。すみません。

○8番（**田崎 芳憲君**） 12、13番は、譲渡人の方の屋敷の前の桃・栗畑の前の畑できれいな柵をしてあります。これも何ら問題ないと思います。

以上です。

○議長（**松村 公正君**） それでは、私のほうから11番、14番をご報告いたします。

11番は、町道拡張時の残地でございまして、その買受人が買受けるというところで、今までちょっと荒れ気味でございましたが、かえって荒れなくて済んで何ら問題ないかと思えます。

また、14番につきましては、だいたい〇〇〇の方でございまして、〇〇〇に嫁に行つて、なかなかできないということで、恐らく今もこの平屋、この譲受人の方が耕作されとつとこと思えます。きれいに耕運できてまして、田を植えてあるとこ

ろでございます。何ら問題ないかと思えます。

よろしくご審議お願いいたします。

事務局よりの説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

(ありませんの声)

○議長(松村 公正君) ないようでございますので、採決いたします。

第29号議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、29号議案は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第30号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、第30号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

1番ですが、権利の種類は所有権移転、受付日、平成28年11月2日、申請番号134号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は駐車場の設置です。

次に、2番ですが、権利の種類は地上権の設定、受付日、平成28年11月25日、申請番号139号。貸人、借人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は太陽光パネル設置用地です。

以上、事務局からの説明は終わります。

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございました。

第30号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件でございます。

ただいま説明に関連しまして現地調査に出向されました委員よりの補足説明をお願いします。

5番、原委員。

○5番(原 靖君) はい、12月2日に担当の中河原さんと事務、3名で現場に行きました。写真のほうは下から3枚目のところですね。その分です。

これは、高速道路の〇〇〇に行くほうの町から〇〇〇に行くところの側との手前の左側になります。現状は、水田は何十年も作ってられなくて、草切りだけはされてますので、そういう状況でした。それと、ここは〇〇〇からの水が流れていきまして、用水が左側のほうになりまして、右側のほうが川のほうになってます。両方とも用水のほうはU字溝で設置してありましたし、川側のほうもブロックというか、

なんかで石垣の石で積んでありますので、たぶんこの上に土を盛られるということだったので、問題はないと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松村 公正君） 続きまして、矢野委員、4番、矢野委員、お願いします。

○4番（矢野 房幸君） 8日の9時半ぐらいから事務局の上田さんと推進委員の島崎さんと3名で現地に確認に行っていました。

現地は、〇〇〇の中です。登ってちょっと畑の真ん中にあるんですね。現在、遊休地であります。ちょっと松尾のうちの畑をちょっとあとでまた一回りも二回りも太陽光発電の設置が約3分の1ぐらい現在してあるとですよ、ここは。今この集積図の図面に書いてあるのをちょっと見てもらおうとわかりますが、遊休地のかなりあって、太陽光、この議案に地上権設定、議案のこの問題については、場所的に問題はないかと思しますので、審議よろしくをお願いします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局、委員の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。何かありませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、第30号議案の採決に入りたいと思います。

第30号議案は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

続きまして、第31号議案、「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局より説明申し上げます。

第31号議案、農地転用許可後の事業計画変更承認についてご説明いたします。

受付日、平成28年11月25日、受付番号141号。申請人、事業内容等は記載のとおりとなり、変更内容は事業面積の増加です。本件は当初平成27年12月4日付けで申請があり、平成28年1月21日付けで許可がされております。変更理由として、前回の申請時には同意を得られなかった所有者から売却の意向が示されたため、事業計画の変更を行いたく今回の申請となっております。今回の申請により面積が1,332㎡増加することになります。図面のほうでは真ん中あたりに黒で囲んであるところが前回の申請地になります。それの上のところのピンクで塗

ってあるところが今回の増加する部分になります。増える部分としましては、駐車場の面積が増えることになります。

以上、事務局からの説明は終わらせていただきます。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第31号議案は、農地転用許可後の事業計画変更申請1件でございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

こらまだこっちんほうもどげんしとらんとやろ。

○事務局（上田 賢君） はい。もともとほかの工事の関係の泥を入れる予定だったのが、熊本地震の影響でそちらの工事が進まなくていったん停止していたところで、今回のお話があったということで事業計画の変更に至ったというふうに申請してあります。

○議長（松村 公正君） 造成するけんですね。

ございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第31号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第31号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。

続きまして、第32号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局より説明申し上げます。

第32号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、1,057㎡になります。期間は5年間です。

2番、利用権の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、面積は1,499㎡になり、期間は5年間になります。

3番から6番、8番から10番は同一の申請になります。利用権の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は8,164㎡、期間は9年3カ月になります。

7番、利用権の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、2,190㎡、期間は9年3カ月になります。

11番から15番は同一の申請になります。利用権の種類は使用貸借権、貸人、



借人、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は4,333㎡になります。期間は9年3カ月です。

16番、利用権の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、1,630㎡、期間は9年3カ月になります。

17番、利用権の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、605㎡になります。期間は9年3カ月です。

18番、利用権の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、2,191㎡になります。期間は9年3カ月です。

19番、利用権の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、104㎡になります。期間は9年3カ月です。

20番、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、762㎡になります。

21番から23番は同一の申請になります。利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、3,157㎡になります。

24番から26番は同一の申請になります。利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、2,649㎡になります。

27番、28番は申請人の都合により取り下げになります。

29番、利用権の種類は賃借権、借人、貸人、土地の所在等は記載のとおりで、974㎡になります。期間は5年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第32号議案は、農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画9件でございます。

事務局から説明が終わりました。何かご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） 5番の原です。今、27、28番、取り下げというのは、どういう。やめましたってことですか。

○事務局（上田 賢君） こちらに関しては、圃場整備の換地後の土地の配分関係でそこでちょっと変更があったものですから、今回のこの利用権による所有権の移転も取り下げという形で変更になっております。なので、これはまた別の機会に議案として上がってくる予定になっております。

○議長（松村 公正君） ほかに何かございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第32号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、第32号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

## 6. その他

○議長(松村 公正君) 続きまして、その他の事項でございますが、事務局ございますか。

○事務局(上田 賢君) はい。皆様のお手元にこちらの南関町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針というのを置かせていただいているかと思えます。皆さん、こちらございますか。

(はいの声)

○事務局(上田 賢君) 平成28年4月1日に農業委員会に関する法律の改正法が施行されました。これに伴って農業委員会において農地等の利用の最適化の推進というのが最も重要な必須事務として明確に位置付けられたところです。これに伴いまして新制度に移行した市町村の農業委員会においては数値的な目標を持って活動をしなさいというふうなものが定められました。それで、今回の指針を事務局のほうで案を作らせていただいたところです。項目といたしましては、遊休農地の解消目標と担い手の農地の利用集積目標、それと新規参入の促進というものが目標となっております。このうち担い手という方がどういった方が担い手に位置付けられますかということ、南関町の農業経営に関する基本構想というものがあるんですけども、これに位置付けられている方になります。具体的に申し上げますと、まず認定農業者の方、それと認定新規就農者の方、それと基本構想の水準に到達している方、それと集落営農組織というのがこの担い手になります。基本的な考え方として、まず南関町の状況のところを基本的な考え方のところを謳っております、そのあと数字を目標を掲載しております。

国の目標といたしましては、平成25年12月10日に決定しております「農林水産業・地域の活力創造プラン」というもので、担い手への農地の集積を全農地の8割、それと遊休農地を1%にするというのが目標になっておりますが、この指針に関しては、具体的に達成可能なところで指針を設定してくださいということになっておりますので、まず第2の具体的な目標の推進方法というところで、遊休農地の発生防止・解消に関しましては、28年12月末現在で管内の農地面積が1,504haと遊休農地面積が80.5haで、遊休農地の割合が5.35%となっております。これを例えば年間に何%かずつ解消するかというところを考えておったん

ですけれども、南関町は先ほど会長が挨拶の中でも申し上げられましたとおり圃場整備が進んでいないと。それと山あいのところに関しては、なかなか耕作をしても収益が上がらなくて受け手がないと。また耕作困難であるというところから、そこまで高い目標を設定することはできないだろうというところで、遊休農地面積の毎年1%を解消目標として上げさせていただいております。なので、3年後の目標、平成31年3月末現在の遊休農地面積を78.1haとし、10年後の、すみません、10年後というのは先ほど申し上げた「農林水産業・地域の活力創造プラン」というものの決定が平成25年になっておりますので、これから10年後というふうに見るんですけれども、平成35年3月末現在で75.1haを目標と上げております。

次に、担い手への農地の集積・集約化というところになるんですけれども、現状としましては、平成28年4月現在で1,504haに対して、集積面積が128.4ha、集積率は8.54%となっております。こちらに関しても先ほどのプラン、国が作成した創造プランの中で8割を10年後に目標とみなさいとなっておりますが、またこれも圃場整備が済んでいないことから、なかなか大きな面積が一気に集約ができないというふうに考えておまして、集積目標については毎年3%ずつの増加を目標とさせていただきました。それで、平成31年3月には140.2ha、平成35年3月には157.8haを目標とさせていただいております。

その担い手の育成確保というところで、現在の認定農業者数としては77経営体が認定されており、認定新規就農者としては5経営体、それと基本構想水準到達者に対しては今のところ0経営体で、集落営農組織も0となっております。今後はなかなか認定農業者の方や認定新規就農者の方だけでは南関町全体の農地を確保するのは難しいと思われまので、いくつかの地域においては集落営農組織の立ち上げのほうを検討されております。なので、具体的に集落営農組織等の話が済んだ段階で、また農業委員会としてはそちらの組織への働き掛けだとか、農地の集積等の活動を行う必要があるかと思っております。

最後に、新規参入の促進というところで、現在は坂下のほうにその方のおじいさんの土地があったということで、新規で参入されている方がお一人いらっしゃいます。今後、経済課農政係のほうと話をして、新規就農を考えてらっしゃる方が複数名いらっしゃると、それと先日、南関町にある企業さんのほうからそのグループ会社のほうが〇〇〇のほうで農業をされているそうなんですけれども、その農業部門を南関町に移したいというふうなご相談がありました。そういうところで新規参入者の目標を3年後は3人、35年3月には4人というふうに目標を設定させていただいております。

以上、すみません、ちょっと全体的な話をさせていただきましたが、説明を終わらせていただきます。

○議長（松村 公正君） ただいま説明が終わりました。この件につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） はい、5番、原です。一番上のところで管内の農地面積が、現状が1,504haから3年後、1,500ha、目標が1,498haということで、農地面積がだんだんと減ってますよね。農地面積が減って、次の遊休農地もだんだんと減ってて、割合が減ってるんですが、今、現状のところは遊休農地があるわけですので、それをこれ以上増やさないようにするというのも目標じゃないんでしょうか。減ってる、減ってる、この減った分が減ってるって、%が減ってるんですか。そういう計算ですか。

○事務局（上田 賢君） いや、たぶんその数字が近いのでそういうふうに見えますけど、一応遊休農地の面積と管内の農地面積が減るのは別に考えております。農地面積の減少に関しては、転用等々で当然減っていく部分があるかなと思っております。それと遊休農地の面積の解消としては、当然農地の幹旋や今後の圃場整備の進み方などで減っていく部分もあるだろうというふうにもちょっと考えております。ただ正直、農地の面積とかについては、なかなか工事関係もあるので、細かいところは、すみません、私も自信がないんですけれども、一応今までの農地の過去の流れの減り方とかから大体毎年1haずつぐらいが減ってるようなところが見られましたので、一応そういったところで計算をさせていただいております。

○5番（原 靖君） でも現状は、たぶんここ5年ぐらいで一気にこれ加速して遊休農地が増えていくんじゃないですか。南関町は。

○事務局（上田 賢君） そうですね。今のところ、すみません、なかなか言いにくいんですけれども、3番目のところに総農家数というのが参考資料で上げさせていただいております。これに関しては、昨年度、農林業センサスのほうが行われまして、皆さんのところにも調査があったかと思えます。それと前の年と、前回のそのセンサス数値と比べたところによるとやはり総農家数だとか、就業農家数というのは減少の傾向にあります。当然農家数が減少してくると、その分耕作をされる農家数も減ってくると思いますので、遊休農地が減らすことはできるのかと言われますと、なかなか現状としては難しいんじゃないかなと思っております。特に南関町は中山間地が多いところがありますので、小さな圃場が多く、そういったところを受けてくれる担い手もいないと。なので、今後、単純に農地の幹旋だけではなくて、具体的に農地を例えば圃場整備を進めるだとか、そういった施策がないことには南関町

の遊休農地というのは解消はできないのではないかというふうには考えております。ただ、だとは言え、遊休農地を減らさないという目標を設定することもできませんので、この目標はあげております。

○5番(原 靖君) いや、ただ、だんだん減ってるんですけど、これは不可能の目標じゃないんでしょうかということ言ってる。だから5.35ですので、10年後には10.何%とか、そんなところになってくるんじゃないですか。だから、それが増えないように努力するけども、それだけ、でも目標は減るようにしなきゃいけないんですか。

○事務局(上田 賢君) もともとの指針だと、最終的には1%にもっていけというのがあるんですよ。ってなると、28年から35年の約7年間で毎年12~3haの遊休農地を解消するという目標を設定せざるを得なくなるんですけども、それはどう考えても無理だろうというふうにしております。なので、あくまでも現実的な数値としての1%の解消かなと。解消としてはですね。ただそれに対して増加をするかと言われると、増加するところもあると思いますので、それに関して農業委員さんと推進委員さん等々で、例えば見回りをして斡旋等をして追いつかないところがあるかと思っておりますので、もうちょっとソフト的なところじゃなくて、ハード面での施策というのなんか働き掛けはできないかなとは思っています。それが具体的には圃場整備という話にはなってくるんですけども。

○議長(松村 公正君) どこを見ても高齢化で跡取りのおらん、あとはどうしようかこの多かっですよね。恐らく〇〇〇だけではなかと思えます。そういう中でどがんするかは、先ほどちょっと出たが、やっぱ法人化して若か人あたりを寄せて、よそでも百姓したかという人は来とらすけんですね。そういう人たちもおらすけんですね。そういう人たちにやっぱ引き継いでもらわんなかなかこの解消というのは難しかて言われるのが多かと思うですたいね。なかなか法人化いくまでがちょっと難しかと思えますが。

○3番(釘崎 眞貴子君) よろしいですか。何年か前に私たち女性農業委員で山都の矢部市に視察に行ったんですけども、日本いくつかの棚田の有名地なんですよ、矢部は。そういうきれいな棚田でも、どんどん耕作者が減って、あのきれいな棚田が荒れてきてるってということで、どうしたらこれを守ろうかっていうのを町全体の問題として取り上げられて、幸いにして熊本市が近いということで、熊本市の都会の人に無償で作ってくださいってというような感じで呼び掛けられて、何人かの人喜んで見に来られて、だいぶ解消したていうことを聞いたんですけども、あのきれいな棚田でさえ作る人が少ないってということで、そしてまたそれには、女性の、町全体でお客さんを外から呼び込もうということで、町の里山レストランっていう

テーマなんですけども、例えば南関町で5軒なら5軒ぐらいの自分の家を提供して、お客さんをお家で呼んで、家でお昼を食べていいですよという感じで、何軒かの人がリストアップされて、5軒ぐらいの方がお客さんに昼食をする場所を提供されているわけですね。そして、料理も学校の廃校の跡を給食室を利用して、それは女性部の方がまた何人かで昼食を作られて、そしてそれを30人なら30人、よそから来られたお客さんにそれぞれの家庭に配付させていただくということで、とにかくよそからお客さんを呼び込もうということで、ものすごくなんか評判が良くてお客さんが来られて、だんだん増えてますというところに視察に行ったんですけど、そう簡単にはいかないと思うんですけど、やっぱ町全体がなんらかの方法で南関町の特産物を活かしたりして、そういうふうななんか新たな目玉っていいですか、のを考えたらいいなっていうことを私も思ってたんですけど、それは本当に大変なことだと思います。町全体で取り組まなくてはいけないと思うんですけども、すみません、それはよその話なんですけど、そういうのはとってもいいことだなと思ってました。だから、よそも本当に耕作地の悩みというのがどんどん増えてる一方で、高齢者ばかりでなんとかしないとだめということで、出ていく人が多いから、とにかくストップするためにはよそから一人でもお客様を呼び込もうということで、そのための何をするかっていうことを町全体が考えて、そういう農事業を始められて、大成功してらっしゃるのを体験したんですけど、とてもいい事だなと思いました。

○議長（松村 公正君） やっぱ農業委員会だけじゃどうしてん解決はでけんことでしょうね。

○3番（釘崎 眞貴子君） そうですよ。

○議長（松村 公正君） だけんやっぱ町全体で取り組んでいって、全体として取り組んでいかんと、あそこん、ふるさと体験田は、今はどがんなとととかな。今も続きよとやろ。

○事務局長（寺本 藤雄君） そうです。

○議長（松村 公正君） あのあたりのあやんとも、もうちょっとこう太めて、町はやっぱ珍しか人のおっけん、やっぱ稲刈りとかなんとかも楽しんでこられる人おんなはるけんですね。

○3番（釘崎 眞貴子君） お客さんが来られると。

○議長（松村 公正君） そういうとぼしながら荒地解消、南関町のお米のうまかつのわかるけん、やっぱですね。

○3番（釘崎 眞貴子君） やっぱり女性を、婦人会とかを出て活動してもらって、なるだけ人件費がいらぬ、ホテルとかに外食とかはしないでいいように地元の特産

物を使った食事を出すっていうような考えで、農業委員会だけでは本当にできないことじゃないかなと思います。

○議長（松村 公正君） 町長にも言ってそういう方向で今後取り組んでいくごたることを考えてみましょうかね。

○1番（松本 泰典君） 委員長、ちょっとお伺いします。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 減反はいつまであつとですか。

○議長（松村 公正君） 来年まで。

○1番（松本 泰典君） 来年で終わりというこつでしょ。

○議長（松村 公正君） 終りです。はい。

○1番（松本 泰典君） そしたらですよ、ますます放棄地が増えると思うんですよ。

今現在、うちがやっとする19町ぐらい圃場整備、3年かかってしたつですたいね。そのうち3町ぐらい減反しとるわけ。そのうちの約1町5反ぐらい作物を作っても猪で全部ばあ。もうどがんしょうもなかつですよ。圃場整備して、集積までしとつて、作物を作っても、猪の害で、そすともう作られんと。その借りてでも作ろうという意欲がなくなると。もう荒れてしまうだけです。みたいな形になつと思うですよ、今後。今、減反があるけん、なんとかまだ持ち堪えていきよると思うけど。

○議長（松村 公正君） 恐らくWCSあたりは大々的に進みよるけん、補助金、した人には補助金ばそりゃ出さなんかと思うばつてん、その辺はようと決まつたらんとでしよう。そるけん仮にせんこてなつて全部米どんきゃあ作るならまた今度はうっさがつて、大体。

○1番（松本 泰典君） 農家戸別保障制度ですか、あら今年で終わりでしょうが。

○議長（松村 公正君） それはそうですね。そるけん。

○1番（松本 泰典君） 一応決まりは今年、また来年がどがんなるか不透明じゃあるばつてん。

○議長（松村 公正君） だけん一番心配するとは、やっばその後のずっと金は減らしとていきよる、昔は、昔と言うといかんばつてん、以前はただ休耕をすれば金のきよつたつの休耕をしてもでけん、作物も作っても売らんとでけんちゅうことになつてきたけん、今後そのあたりがどがんなるかですたいね。そっじゃなけんが、やっば言わることころ心配する人が増えとしゃが、稲作つとしゃが今度はそすとも度はきゃあ下がるし。

○1番（松本 泰典君） 圃場整備したところは減反で借りて、かぼちゃば4反作つたわけですよ。一応で電柵はしてあつた。そるばつてん猪で全部やられた。全滅。

○議長（松村 公正君） そうですね。そのあたりはうんなこて。

- 1番（松本 泰典君） なかなかもう耕作する意欲の無くなるですよ。
- 議長（松村 公正君） そやんですもんね。電柵しとってもやっばいかんですたいね。
- 1番（松本 泰典君） やっば電柵しとっても飛び越えたりしたやつはもうあれです。
- 議長（松村 公正君） このあたりはここあたりで言ってもどげんかなることじゃなかばってんが、だけん来年度、再来年からがどがんなっかがやっば心配しとるですね。
- 6番（山本 精武君） 猪はだいぶ駆除されとるごたるばってんが、まだ増えよっとですたいね、今は。
- 議長（松村 公正君） 増えよるごたっですよ。
- 1番（松本 泰典君） しばらくおらんやっばってん、今また。
- 5番（原 靖君） 増えよるです。
- 1番（松本 泰典君） 増えとる。
- 5番（原 靖君） 鳥もおらんだっけん。
- 議長（松村 公正君） そして2産するげなたいな。2産。
- 5番（原 靖君） 1年に2産ですね。
- 議長（松村 公正君） 前は1産で山の上おっときはな餌のどんぐりとかなんとかやっけん大したことなくて1産じゃっばってんが、下さん降りて来て、栄養状態の良かけん2産するげなですたい。そすと頭数的には少なくとも2～30頭ですね。
- 1番（松本 泰典君） うちあたりは猿もおるけんな。
- 4番（矢野 房幸君） 猿は白毛原のところですよ。猿、このあいだうちの近くにもおったけん。
- 1番（松本 泰典君） 町道ば堂々と歩いていきよるけん。
- 議長（松村 公正君） そぎゃんですか。
- 6番（山本 精武君） そのうち南関町は動物にやられてしまうとじゃなかるか。
- 4番（矢野 房幸君） 車ん真ん横のおったっちゃ逃げもなんせん。こうして見ていっちょですよ。
- 1番（松本 泰典君） 圃場整備てろん、道路工事てろんしよっと機械の音てろんで猪もだいぶんしばらくは来なやったんですよ。でも、圃場整備も終わったでしょう。また。
- 4番（矢野 房幸君） 電柵は猪に防御してあるとは同じ種類がほとんど2本か3本線でしょう。私がイチゴに入って来るけんがちょっと被害ば受けるけんですね、電柵のせからしかばってん、網の目んとあっとですよ。4本線の小動物用ちってからちよっと価格的には高うなっですよ。あればやってからは全然イタチもいなくなったですもんね。



- 1番（松本 泰典君） なんか飛び越えよらすけんな。
- 4番（矢野 房幸君） 上ばですか。
- 1番（松本 泰典君） うん。
- 議長（松村 公正君） やっぱ猪は慣れてくつとしゃが、やっぱこやんなるとですよ。5年ばっかりで。
- 6番（山本 精武君） 慣れてくるんだよな。話によればちょうど気持ちのよかていうて入ってくるな。
- 議長（松村 公正君） 結局は鼻に当たらんと。
- 6番（山本 精武君） ある程度湿気のなかときかんとでしょ。
- 議長（松村 公正君） 鼻に当たらんと。皮膚に当たってもなんも感じない。ちょっと・・・いっちょよかかね。
- 事務局（上田 賢君） はい。
- 議長（松村 公正君） 集積たいね。これは言うなら相対の取り引きたい。このあたりは加味せんちゅうことじゃろ。ここに農業委員会にかけてせん。
- 事務局（上田 賢君） はい。担い手の集積の面積に関しては、当然農業委員会に通ったやつになります。
- 議長（松村 公正君） 闇小作はだめていうことたいね。
- 1番（松本 泰典君） ここの件でよかわけでしょう。
- 議長（松村 公正君） はい。
- 1番（松本 泰典君） 集積の件ばってんですよ。ちょっとここで言う問題じゃなかと思うばってん、今現在、〇〇〇ほうで整備しよっとです。ばってん、今地区に比ぶっと集積がどがんでしょうか、70%ぐらいしかいかんです。ばってん、例えば農業委員会あたりからでん、そういったような指導はでけんとかな。
- 事務局（上田 賢君） すみません、指導というか、ちょっとまだ会長のほうにお話ししてないのであれなんですけど、一応農業委員会法の中に、すみません、条文まではちょっと思い出せないんですけども、町長に対して意見を出すことができるようになっております。なので、他の市町村においては農業委員会から今後の農業施策の関係でこういったことに取り組んでいただきたいというのを会長名で要望することは法律上求められておりますので、そういったところをまとめたところで要望書という形で出すことはできるかと思えます。
- 1番（松本 泰典君） 要するに換地ちゅうとは換地委員会で決めるわけでしょう。そと個人個人さんの意見ば誰でも聞いて決めらすけん、そこん自分ぎゃのがここにあるならここと、ならここにもあると、よそにきめるとじゃでけん、あともう仕方なく3カ所なら3カ所、配置になるわけ。なるだけなら基本的には圃場整備と集

積が第1の目的だろうと思うばってん。

- 議長（松村 公正君） そがんばってんが、なかなかやっぱ。
- 1番（松本 泰典君） 個人の利害関係のあるけん、なかなか難しか問題じゃあると思うばってん。
- 議長（松村 公正君） そるけん10m、20m離れたっちゃ変わらんとぼってんがですね。
- 1番（松本 泰典君） ○○○の場合、見てんですか。どこさん田んなか持っていったちゃ、条件な変わらんと思うとですよ。
- 事務局（上田 賢君） 南側あいとるけんですね、あそこは。
- 1番（松本 泰典君） 日当たりも良いし。
- 議長（松村 公正君） これだと人間関係が出てくるけんですな。あれが良すぎると、たいぎゃ私も話の出てですな、話題になってきたっですたい。
- 1番（松本 泰典君） ここに売買上がるとるじゃなかですか。こるも入ればそのままちゅうごたる感じやんな、配分。
- 事務局（上田 賢君） もともと今の高久野に関しては、特にもともと持っていたところに土地が集まったというふうになるので、2カ所持つとられた方については2カ所のところに集まったような形になるので、これをこう持ってくる事ができれば集約ができるていう、本来それが。
- 1番（松本 泰典君） それが話が通らん。
- 事務局（上田 賢君） 通らん。ただそこまで委員会の中でまとめようとしても圃場整備の取り組み自体が壊れるか壊れないかレベルでもめよらすとじゃないかなと思うところもあつとですよ。ただその次の推進委員さんを入れたところの話にもお出ししようと思ってたんですけども、集積だけじゃなくて、今おっしゃったように集約のほうというのでも取り組んでいくところじゃないかなと思います。なので、単純に圃場整備の結果だけじゃちょっと難しいんですけども、後々、農地の貸し借りをを行う際に集約等の取り組みをできやすいようにちょっと内容がありますので制度の説明をさせていただこうと思っております。
- 議長（松村 公正君） やっぱ一番よかつは中間管理機構ば通した中で集約しとったがよかつですたいね。私どもげが個人のヤミ小作で急に辞めるばいと言うて辞めなはったけん、そういうとあるけん、誰も作らんでいうごたるこつでなつとるし、中間管理機構ばしとけば中間管理機構がまたそのあと引き継いであるし、支払いあたりもするけん、なるだけ今後は中間管理機構を通した中での貸借をお願いしたいと思うとですよ。なかなかそうじゃなかなら、それが高齢が進んで、親父が死んで嫁いつとるけん、こっじゃでけん、おんなはらんっていったっちゃ、そういうと

こも中間管理機構が金の出し入れもしてやるちゅうけん、今は、この前言うた現物支給等も管理してやるちゅうごたるこっちゃけんですね。

○5番（原 靖君） 今、直接借りてたやつ、皆さんご高齢なんですよ。そういうところは中間管理機構に一回借りてもろて、そして僕が借りる。

○議長（松村 公正君） そうです。そういうことです。

○5番（原 靖君） 感じですよ、すとこれ見ると相続でも福岡の方が相続されますよね、娘さんとか息子さんとか、そういうときも中間管理機構を通しとけば。

○議長（松村 公正君） そして、仮にあたが病気になったり。

○5番（原 靖君） できんごとんなったら。

○議長（松村 公正君） できんごとになったとすつですよ、そら中間管理機構が今度はおとを見つけて、委員会にもさせないかんじやろうと思うばってんが、どがんですかといったところまでしてやるわけですね。

○事務局（上田 賢君） はい、それに関しては、次の推進委員さんとの会議で、すみません、もうちょっと説明をさせていただきます。なら。

○事務局長（寺本 藤雄君） 一応しめましようかな。

○1番（松本 泰典君） このあとなんか推進委員と会議のあつと。

○事務局長（寺本 藤雄君） うん。

○議長（松村 公正君） それでは、ほかになんか皆さんから、あとにもございますので。それでは、お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

異議なしと認め、処理することにいたします。

本日は慎重審議いただきましてありがとうございます。これで、議長の席を下りさせていただきます。どうもお疲れでございました。

-----○-----

## 7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） ありがとうございます。

では、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これをもちまして第10回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後2時25分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人